

○国土交通省告示第二百四号

測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第五十条第六号及び第五十一条第五号並びに測量法施行規則（昭和二十四年建設省令第十六号）第七条第二項及び第八条第一項第五号の規定に基づき、同法第五十条第一号から第五号までに掲げる者及び同法第五十一条第一号から第四号までに掲げる者のそれぞれと同等以上の知識及び技能を有する者並びに国土交通大臣が定める様式及び書類を次のように定める。

令和七年三月二十五日

国土交通大臣 中野 洋昌

測量法第五十条第一号から第五号までに掲げる者及び同法第五十一条第一号から第四号までに掲げる者のそれぞれと同等以上の知識及び技能を有する者等を定める件

（測量法第五十条第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）

第一条 測量法（次条において「法」という。）第五十条第一号から第五号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百四条第七項の規定により独立行政法人大学改革支援・学位授与機構（次条及び第四条第一項第一号において「学位授与機構」という。）から学士の学位を授与された者で、同法第百四条第七項及び学位規則（昭和二十八年文部省令第九号）第六条の規定による当該学位の授与の要件となった大学等（大学（学校

教育法第八十三条に規定するものをいう。）その他の教育施設をいう。次条及び第四条第一項第二号において同じ。）の課程において測量に関する科目を修め、かつ、測量に関し一年以上の実務の経験を有するものとする。

（法第五十一条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）

第二条 法第五十一条第一号から第四号までに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者は、学校教育法第四百四条第七項の規定により学位授与機構から学士の学位を授与された者で、同項及び学位規則第六条の規定による当該学位の授与の要件となつた大学等の課程において測量に関する科目を修めたものとする。

（国土交通大臣が定める様式）

第三条 測量法施行規則（次条において「規則」という。）第七条第二項の国土交通大臣が定める様式は、別記様式のとおりとする。

（国土交通大臣が定める書類）

第四条 規則第八条第一項第五号の国土交通大臣が定める書類は、次に掲げるものとする。

- 一 第一条又は第二条に規定する学位を授与したことを記載した学位授与機構の長の証明書
- 二 第一条又は第二条に規定する学位の授与の要件となつた大学等の課程における履修科目の内容を記載した当該大学等の長の証明書

2 第一条の規定により測量に関し実務の経験が必要とする者の提出する書類は、前項の書類及び規則第七条第一項第四号に規定する実務の経歴を証する書面又は規則別表第八の様式による経歴の記載が真実であることを誓約する書面とする。

(雑則)

第五条 この告示に定めるもののほか、測量に関する科目及び実務の経験に関し必要な事項は、国土地理院の長が定める。

附 則

この告示は、令和七年四月一日から施行する。

別記様式（第三条関係）

（第一面）

測 量 士 登録申請書
測量士補

収入
印紙

(消印はしないでください)	
---------------	--

×	登録番号	×	登録年月日	年	月	日				
測 量 士 私は、 の登録を受けたいので、測量法第 49 条の規定により、別紙資格を 測量士補 証する書類を添えて登録の申請をします。 年 月 日 国土地理院長 殿 住 所 _____ 氏 名 _____										
イ	フリガナ 氏 名					※性 別	男	女		
						生年月日	年	月	日	
専門とする測量 の分野										
事 務 所 又 は 業 務 所							勤務先における職務の内容			
名 称		所 在 地								
ロ	※ 測量士・測量士補となる資格（該当する方に○を記載してください）	測量法第 50 条第 6 号該当者				同法第 51 条第 5 号該当者				
ハ	独立行政法人大学改革支援・学位授与機構からの学士の学位授与の要件となった大学その他の教育施設における課程					学位を授与された日	年 月 日			
	大学等の名称①					入学した日	年 月 日			
	履修した課程					卒業又は履修を完了した日	年 月 日			
	大学等の名称②					入学した日	年 月 日			
	履修した課程					卒業又は履修を完了した日	年 月 日			
備 考										

（用紙の寸法は、日本産業規格 A 4 とする。）

(第二面)

二の 1	測 量 に 関 する 実 務 の 経 歴				登録免許税納付書・領収証書貼付欄		
	事務所又は業務所		測量に関する経歴	経 験 年 数		※証明区分	
	名 称	所 在 地		年月日から 年月日まで	期 間	証明書	誓約書
二の 2	従 事 し た 主 な 測 量 作 業				計	年 月	
	作 業 種 類	作 業 地 域	作 業 方 法	従 事 技 術	作 業 場 所	作 業 期 日	備 考
						から まで	
						から まで	
						から まで	
						から まで	
						から まで	
備考 1. 測量士又は測量士補の文字の一方を消すこと。 2. 測量法第50条第6号該当者は、ロ、ハ、二の1、二の2の欄、同法第51条第5号 該当者はロ、ハの欄に、それぞれ該当事項を記入すること。 3. ハ又は二の1の欄の記入事項については証明書又は誓約書を添えること。 4. 二の2の欄には従事した主要な測量作業について記述すること。 5. ※印欄は○印をつけて区分すること。 6. ×印欄は記入しないこと。							
測量士補が測量士となる場合の記入欄			測量士補登録番号第		号	年 月 日 登録	